

## 愛知県看護師等養成所指導調査要領

### 1 目的

愛知県看護師等養成所指導調査（以下「指導調査」という。）は、定期報告等に基づく指導（書面審査）に加え、現地において、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を確認し、監督業務の一環として適切な指導（実地指導調査、助言を含む。）を行うことにより、養成所の適正な運営に資することを目的とする。

### 2 指導調査対象

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所

### 3 指導調査対象の選定等

#### （1）選定

指導調査対象となる養成所の選定にあたっては、指導調査の実施状況、定期報告の状況、対象施設等の規模、所在地域等を総合的に勘案して選定する。

複数の養成課程が併設されている養成所については、可能な限り同時に指導調査を実施できるよう配慮する。

#### （2）実施の時期

指導調査は、愛知県内の各看護師等養成所を5～6年に1回調査することを原則とする。

### 4 指導調査の計画策定

指導調査の計画にあたっては、効率的かつ効果的に実施するため、実施時期内容について、原則として調査実施年度の4月末までに、年間指導調査計画（以下「指導計画」という。）を策定する。

### 5 実施方法等

（1）指導調査は、指導計画に基づき実施するものとし、対象養成所に対し、おおむね1か月前に、実施時期その他必要事項を事前に通知する。また、事前提出資料の提出を求めるものとする。

なお、事前提出資料は、指導調査の10日前までに提出させるものとし、当該養成所の運営状況について把握しておくものとする。

#### ア 事前提出資料

（ア）養成所指導調査事前提出調書（参考様式参照）

a 施設概要

b 教員（専任教員、その他教員の別に教員氏名及び担当科目を記載する。在学生の授業を担当していた退職教員についても同様に記載する。）

（イ）教員の履歴書

全ての教員について愛知県看護師等養成所の指定申請等に関する要領様式第5-4（長・補佐、専任教員の履歴書）及び様式第5-5（その他の教員の履歴書）により作成する。ただし、記載項目が満たされている場合は、任意の様式でも差し支えない。

（ウ）教育課程表

（エ）自己点検表

（2）指導調査は、原則として職員3名で実施する。また、必要に応じて、専門家等の同行を求めることができるものとする。

- (3) 指導調査の期間は、原則として1日間とする。但し、必要な場合には必要最低限の範囲で延長できることとする。
- (4) 指導調査当日は、円滑な指導調査の実施のため、養成所の管理責任者（理事長、学校長等）及び担当者（専任教員、専任の事務職員等）の立ち会いを求めるものとする。

## 6 指導調査の内容

指導調査にあたっては、指定基準が遵守され、関係法令等に基づき適正に運営されているか、次の事項について調査し、必要に応じて適切な指導を行うものとする。

- (1) 学則等の内容に関する事項（法令等において学則等に定めるよう規定されている事項の規定状況）
- (2) 変更承認申請、届出手続、定期報告等に関する事項
- (3) 教員に関する事項（専任教員の数、勤務状況、資格要件等）
- (4) 学生及び生徒に関する事項（定員等の状況、入学資格、入学選考、卒業要件等）
- (5) 授業に関する事項（教科科目毎の規定時間数の実施状況等）
- (6) 履修認定に関する事項（評価及び認定の方法等）
- (7) 施設・設備に関する事項（建物及び設備の状況、備品・図書の保有状況等）
- (8) 自己点検及び評価・改善にかかる体制、手続き、実施状況に関する事項
- (9) その他養成所の適正運営のため必要な事項

## 7 調査の方法

- (1) 事前資料等及び関係書類の確認及び聞き取り調査
- (2) 施設・設備及び備品・図書の状況確認

## 8 指導調査実施後の措置

- (1) 指導調査終了後は、原則として現地において、講評を行うものとする。
- (2) 指導調査終了後速やかに指導調査実施報告書を作成し、報告会（課長・担当課長・課長補佐・担当者）を実施する。  
また、その結果について、重要なものは保健医療局長に報告するものとする。
- (3) 指導調査の結果については、指導調査終了後概ね1か月以内に、指導調査実施施設の設置者に次により通知する。
  - (ア) 指導事項がない場合
  - (イ) 改善を指示し、改善状況の報告を求める場合
  - (ウ) 改善を指示する事項はないが、口頭指導がある場合
- (4) 改善を指示した場合は、期限を付して改善措置又は改善計画を報告させるとともに、改善計画に基づき実施された内容を報告させるものとする。
- (5) 改善措置等の報告があった場合は、内容を確認し、必要に応じ指導を行うものとする。

## 9 その他

- (1) 臨時又は緊急に調査を必要とする場合には、本要領によらず実施できるものとする。
- (2) 本要領に定めるもののほか、指導調査の詳細については、医務課看護対策グループで策定するものとする。
- (3) 本要領に定めるもののほか、必要な事項は関係各課において協議して決定するものとする。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。